

# 生活衛生関係営業に係る施策体系

○生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、浴場業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。

○衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。

○生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、生衛法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。

☆国民生活に不可欠なサービス  
安心・安全、衛生、快適

消費者(利用者)

生活衛生関係営業者

サービス提供

- ・すし
- ・めん類
- ・中華料理

- ・社交
- ・料理
- ・一般飲食

- ・喫茶店営業
- ・食鳥肉販売業
- ・食肉販売業

- ・氷雪販売業
- ・理容業
- ・美容業

- ・興行場営業
- ・旅館業
- ・簡易宿所営業

- ・公衆浴場業
- ・クリーニング業

・事業所:約112万事業所(全事業所の20%)  
・従業員数:約689万従業員(全産業の11%)

資料:総務省「平成26年経済センサス」

指導・支援

生衛連合会  
生衛組合

・振興(自主的取組)

(公財)全国生活衛生  
営業指導センター

(公財)都道府県生活衛生  
営業指導センター

・経営の健全化  
・衛生水準の維持向上

保健所等  
[行政]

・衛生規制

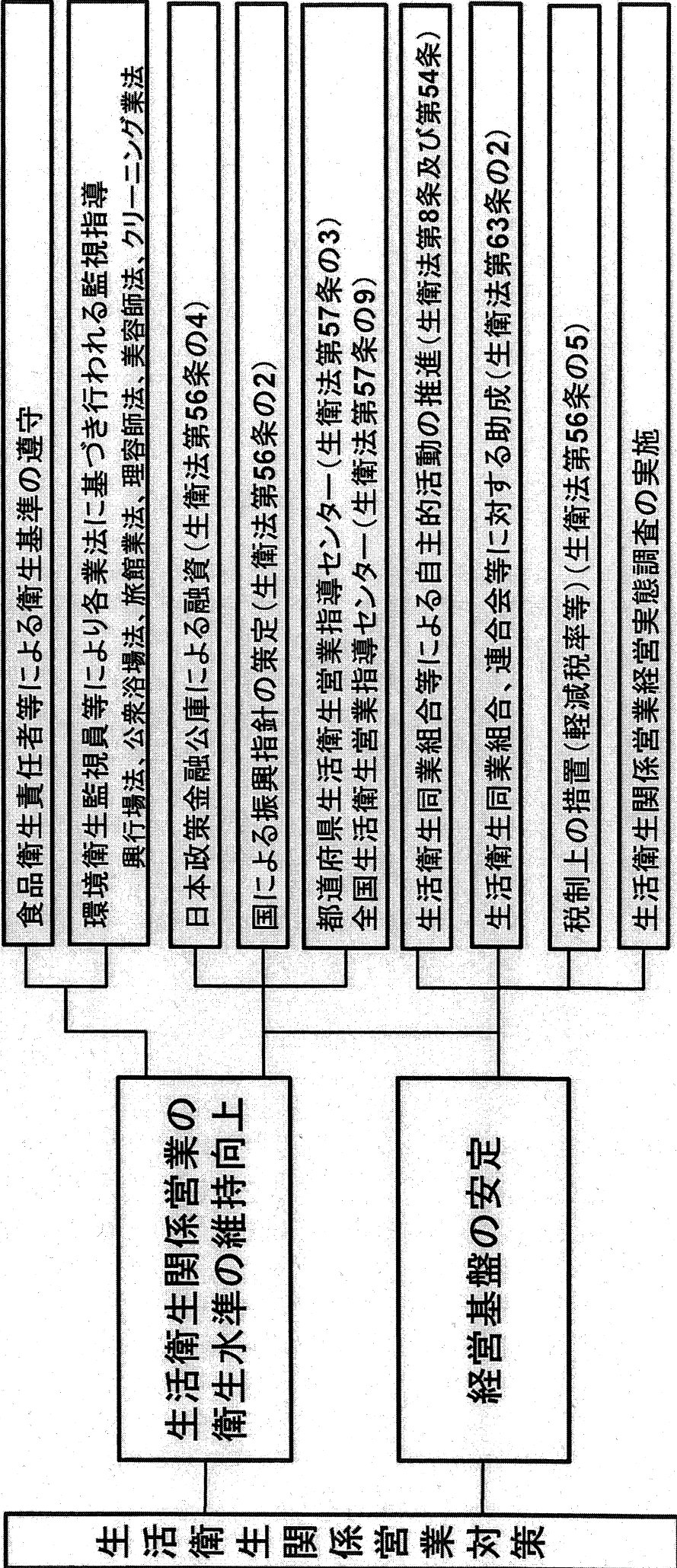
※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資(日本政策金融公庫)・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

# 生衛法とその施策体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



## 平成30年度生活衛生課関係予算案の状況

平成29年12月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生課

30年度予算案 [29年度予算]  
5,055百万円[4,485百万円]

予算

### 1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1,142百万円[1,043百万円]

中小零細の生活衛生関係営業業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

- ⑧ 生活衛生関係営業収益力向上事業 99百万円  
最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

### 2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 3,445百万円[3,056百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

### 3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

株式会社日本政策金融公庫出資金 433百万円[355百万円]  
株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

**29年度補正予算**

1, 575百万円

**1. 生活衛生関係営業対策調査委託費**

265百万円

生活衛生関係営業における集客力や付加価値の向上、業務の見直しによる効率化などの取組について調査・検証を行い、事業形態・規模等に応じた業務改善を図るためのガイドライン・マニュアルを作成する。

**2. 生活衛生関係営業収益力向上事業（生活衛生関係営業対策事業費補助金）** 12百万円

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

**3. 株式会社日本政策金融公庫出資金**

1, 298百万円

生産性の高い設備の導入による創業期の経営基盤の安定化を支援するため、株式会社日本政策金融公庫が行う無担保・無保証融資の低利融資を行うために必要な財政支援を行う。

**日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）****1. 貸付計画額**

1, 150億円 [1, 150億円]

**2. 貸付制度の改善**

「設備資金」のみが貸付対象となっている生活衛生貸付の災害貸付に、新たに貸付対象として「運転資金」を加える。

等

**1. 交際費課税の特例措置の延長**

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

**2. 公害防止用設備に係る特例措置の延長**

〔固定資産税〕

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

**3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (※)**

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

**4. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設 (※)**

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法の改正を前提に、認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際の登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設する。

**5. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (※)**

〔相続税、贈与税〕

## 〈検討事項〉

個人事業者の事業承継にかかる税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

事 務 連 絡

平成30年2月13日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における入浴に関する対応について

乳がん患者の方が入浴時に着用する入浴着については、「ユニバーサル観光の推進について」（平成23年1月17日総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）により、理解を促進し不当な理由により入浴拒否が生じないように、周知徹底をお願いしたところです。

貴課におかれましては、引き続き、管内の入浴施設等に対し周知徹底を図るとともに、適切な対応がとられるよう、指導等についてよろしくお願いいたします。

また、平成25年4月から平成30年1月末までの各都道府県等における入浴時の配慮に関する周知状況等を把握いたしたく、別添の調査票を平成30年2月23日（金）までに当課まで提出くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

平成 29 年 3 月 28 日

## 申請手続等の見直しに関する調査

— 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として —

### < 結果に基づく勧告 >

総務省では、申請手続等における申請者の負担軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続の実態を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

#### (連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官 (内閣、総務、規制改革等担当)

担 当 : 西中須、林、島岡、山崎、田中 (混)

電 話 : 03-5253-5442 (直 通)

F A X : 03-5253-5436

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h28.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html)

# 申請手続等の見直しに関する調査結果に基づく勧告 一 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－(概要)

【 勧告日：平成29年3月28日

勧告先：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

## 背景

- 1 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要であり、総務省においても見直しの推進に継続的に取り組んでいる。  
 国民から、①戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）といった要望あり。
- 2 戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、  
 ① 住民票の写しと比較して一般に交付手数料が高額である（450円＞300円程度）、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間がかかる、身分事項などいわゆる機微情報が記載されている等の事情がある。  
 ② 相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり。
- 3 今回、これらを踏まえ、戸籍謄本等の提出が必要な手続を中心に調査を実施した。

## 主な調査結果

### 1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

- ① 住民票の写しで本人確認等が可能
- ② （申請者全員ではなく）氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等を求めれば足りる

### 2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

法令等に根拠がない等の理由で戸籍謄本等を返却していない  
 →法令改正等を行うことで対応可能

## 主な勧告事項

戸籍謄本等の提出を不要とすること  
 （14手続）

該当者のみ戸籍謄本等を求めること  
 （26手続）

戸籍謄本等を返却すること  
 （17手続）

申請者の手間+コストの軽減



# 1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

- ◆ 「戸籍謄本等の提出が必要な75手続※」について、戸籍謄本等の提出が必要な理由、戸籍謄本等での確認内容の調査  
※親族関係等の身分事項を把握するために戸籍謄本等の提出を必要としていることが明らかでない手続は除く。
- ◆ 戸籍謄本等の提出を必要とする理由（複数に該当する場合あり）
  - ・ 本人確認のために、「氏名」「生年月日」「本籍地」の3情報（以下「3情報」）を確認（一部手続では、更に「氏名」等の変更を確認）
  - ・ 欠格事由に該当するか確認するため、3情報（例：本籍地の市町村に必要な情報を照会）や3情報以外の情報（例：禁治産者でないこと（後見登記が完了の場合）、親子関係があること）を確認（3情報以外の情報を確認しているのは35手続）
  - ・ 名簿登録者が所在不明となった場合に現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認
- ◆ 氏名等の変更や3情報以外の情報を確認するため戸籍謄本等の提出を求めることには一定の合理性が認められるが、3情報の確認のみにために戸籍謄本等の提出を求める必要性は認められなかった。
- ◆ 調査手続のうち40手続について、必ずしも戸籍謄本等の提出が必要ないと考えられる。

## ① 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続（14手続）

### 調査結果

報告書P5～P6

- ① 本人確認だけのために戸籍謄本等の3情報を確認している手続【9手続】（例：公有水面埋立免許の申請）
- ② 本人確認及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続【4手続】（例：港湾運送事業の許可の申請）
- ③ 本人確認及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続【1手続】（海事補佐人の登録の申請）

3情報が記載されている

一方で

上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、「本籍記載のある住民票の写し」により本人確認等を行っている手続（例：司法書士の登録の申請、栄養士免許の申請等）があり、確認等に特段の支障は認められず

### 勧告事項

本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと（総務省、国土交通省）

## ②氏名等の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めれば足りると考えられる手続(26手続)

### 調査結果

報告書P6~P7

本人確認のために3情報に加え、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更を確認している手続【26手続】（例：医師免許の申請、税理士の登録の申請、獣医師免許の申請、公認会計士の開業登録の申請）

→一部手続では、戸籍謄本等の他に「身分証明書（※）」を求めている（例：行政書士の登録の申請）

このほか、欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続もある

一方で

(※) 身分証明書とは

- ・ 禁治産宣告等の通知を受けていないことを証明
- ・ 3情報についても表示
- ・ 本籍地の市町村が発行

◆ 氏名等の変更については、戸籍謄本等でのみ確認可能であるが、

・ 変更のない者が大多数であると考えられる

・ 氏名等の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続（例：柔道整復師免許の申請、歯科衛生士免許の申請）があり、特段の支障は認められず

◆ 3情報は、「本籍記載のある住民票の写し」又は「身分証明書」により、必要な確認を行うことが可能

（「身分証明書」により本人確認を行っている手続（貸金業務取扱主任者の登録の申請）があるが、確認に特段の支障は認められず）

### 動向事項

法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省）

【今後の課題】

- ・ 本人確認のために本籍地を確認することは、本籍地が海外転出した場合にも維持されること等から、厳格な本人確認を行う上で一定の意義あり
- ・ 他方、本籍地を確認しなくても、本人確認として手続要件を満たすことができれば、住民票の写し等の提出を不要とし、住民基本台帳ネットワークや個人番号カード・公的個人認証の仕組み等を通じて得られる住所等の情報で本人確認を行うことで、申請者側・行政側の負担軽減が見込まれる

→今後は、本人確認のために本籍情報の取得を当然の前提とすることなく、行政手続コスト削減等に取り組みることが適当

## 2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

- ◆ 相続時の手続について、戸籍謄本等を返却していない手続（19手続）の実態を調査（戸籍謄本等を返却している手続（6手続）も調査）
- ◆ 戸籍謄本等を返却していないことについて、法令等に根拠がない、他機関からの照会対応に必要な理由が提示されたが、いずれも、十分に合理的な理由とは認められなかった。
- ◆ 戸籍謄本等を返却していない全ての手続（19手続）について、返却できるようにすべきと考えられる（うち2手続については調査途上において措置済み）。

### ① 戸籍謄本等を返却している手続(6手続)

#### 調査結果

報告書P56

- ① 不動産の所有権移転登記の申請【1手続】  
→職員が、申請者が提出した戸籍謄本等とそのコピー等を照合し、戸籍謄本等を返却
- ② 年金（未支給年金等）の請求【5手続】  
→職員が、請求者が提出した戸籍謄本等をコピーし、戸籍謄本等を返却

一方で

### ② 戸籍謄本等を返却していない手続(19手続)

#### 調査結果

報告書P56～58

(返却していない理由)

- ① 法令等に根拠がないとする手続【9手続】（例：相続税の申告）  
→他方、これらについては、
  - ・ 法令改正や通知の発出等により返却可能
  - ・ 9手続のうち4手続については、調査した一部機関において、返却している例あり
  - ・ 9手続のうち3手続については、戸籍謄本等は原本の提出を求めているが、住民票等についてはコピーの提出を認めている

## 調査結果(続き)

(返却していない理由)

②戸籍謄本等の返却の可否は手続実務に携わる地方公共団体等で判断しているとする手続【5手続】

(例：理容所の開設者の地位の承継の届出)

→他方、調査した地方公共団体等の中には戸籍謄本等を返却している例があり、扱いが区々

③他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとする手続【13手続】

(例：遺族補償年金の請求)

→他方、戸籍謄本等以外の提出書類については、コピー等の受付を行っている例あり

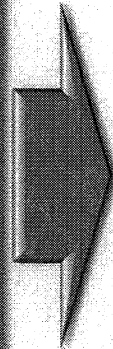
④事務的負担の増加を懸念しているとする手続【2手続】 (例：酒類販売業の相続申告)

→他方、戸籍謄本等を返却している手続においては、事務的に特段の支障は生じていないとしている

⑤戸籍謄本等の返却の要望がないとする手続【2手続】 (例：酒類販売業の相続申告)

→他方、相続手続全般について、国民から戸籍謄本等の返却の要望が寄せられている

※複数の理由を挙げている手続があるため、これらの合計は、戸籍謄本等を返却していない手続数(19手続)とは一致しない。



## 勧告事項

①戸籍謄本等を返却していない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと(財務省、厚生労働省)

②戸籍謄本等を返却していない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っているものについては、地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと(厚生労働省)

# 平成28年度 クリーニング師研修の受講者数

平成29年3月31日

都道府県名	25年度				26年度				27年度				28年度				参考				
			うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)		対平成25年度増減		第9-ル 受講率(%)				
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)					
1 北海道	5	144	2	25	6	210	2	31	6	222	2	46	5	143	2	37	-1	-0.7	30.1		
2 青森県	1	61	1	61	3	98			4	115			2	49	1	30	-12	-19.7	36.4		
3 岩手県	3	113			3	33			4	127	1	14	4	76	1	10	-37	-32.7	65.8		
4 宮城県	4	90			5	93	1	9	5	89	1	7	4	83			-7	-7.8	40.2		
5 秋田県	3	104			3	86			3	98			3	76			-28	-26.9	57.5		
6 山形県	2	81			2	85			2	65			2	73			-8	-9.9	44.5		
7 福島県	2	135			1	35			1	66			2	137			2	1.5	31.4		
8 茨城県	3	136			3	214			3	154			3	141			5	3.7	37.0		
9 栃木県	2	87			3	107			3	104			2	71			-16	-18.4	37.6		
10 群馬県	2	78			2	108			2	77			2	59			-19	-24.4	31.3		
11 埼玉県	3	181			3	125			3	210			3	170			-11	-6.1	22.6		
12 千葉県	8	203			8	253			7	316			7	189			-14	-6.9	36.9		
13 東京都	9	339	1	0	8	371	1	4	11	683	1	1	7	299	1	1	1	19	-40	-11.8	20.7
14 神奈川県	5	283			7	447	1	52	5	321	1	23	5	255	1	25			-28	-9.9	30.3
15 新潟県	5	173	1	6	6	263	1	4	6	216	1	12	7	182	1	9			9	5.2	47.9
16 富山県	2	123			1	61			1	47			2	109					-14	-11.4	64.0
17 石川県	2	64			2	69			2	74			2	51					-13	-20.3	39.6
18 福井県	1	49			2	52			1	34			1	41					-8	-16.3	36.7
19 山梨県	1	38			1	73			1	57			1	44					6	15.8	40.0
20 長野県	5	121	1	5	5	97	1	4	5	128	1	9	5	99	1	5			-22	-18.2	40.9
21 岐阜県	4	119			4	106			3	120			3	113					-6	-5.0	41.3
22 静岡県	1	134			3	405			3	217			1	116					-18	-13.4	38.6
23 愛知県	7	199	1	2	6	177	1	4	11	667			6	191	1	3	1	13	-8	-4.0	40.0
24 三重県	2	97			3	80			2	44			2	68					-29	-29.9	23.2
25 滋賀県	2	21	1	10	2	33	1	14	2	28	1	4	2	37	1	20			16	76.2	24.9
26 京都府	1	83			2	140	1	65	2	146	1	61	2	110	1	37			27	32.5	28.5
27 大阪府	4	136			4	185			4	110			4	115					-21	-15.4	13.9
28 兵庫県	5	170			7	271			9	305			5	156					-14	-8.2	38.5
29 奈良県	1	41			1	21			1	32			1	52					11	26.8	27.3
30 和歌山県	1	86			2	59			3	76			1	63			1	8	-23	-26.7	62.8
31 鳥取県	1	32			1	45			1	31			1	37			1	2	5	15.6	54.0
32 島根県	3	33	1	2	3	43	1	3	3	46	1	10	3	41	1	13			8	24.2	40.8
33 岡山県	2	81			1	80			2	121			1	92					11	13.6	44.6
34 広島県	3	113			3	122			2	111			3	115					2	1.8	36.1
35 山口県	1	65			1	63			1	37			1	73					8	12.3	34.7
36 徳島県	1	15			1	54			1	7			1	14					-1	-6.7	27.9
37 香川県	2	51			2	48			2	50			1	31					-20	-39.2	43.3
38 愛媛県	1	56			1	53			2	63			1	54					-2	-3.6	28.2
39 高知県	2	50	1	26	2	34	1	19	2	38	1	23	2	50	1	31			0	0.0	39.9
40 福岡県	4	127			4	109			4	130			4	110					-17	-13.4	24.5
41 佐賀県	2	120			1	17			1	36			2	107					-13	-10.8	54.2
42 長崎県	3	116	1	67	3	78	1	41	2	69	1	41	3	102	1	50			-14	-12.1	46.4
43 熊本県	3	88			4	82	2	19	5	87	2	10	1	30	1	30			-58	-65.9	34.7
44 大分県	2	73			1	47			1	30			4	44	1	3	1	1	-29	-39.7	41.3
45 宮崎県	2	75	1	8	2	67	1	6	3	47	2	8	2	65	1	9			-10	-13.3	40.3
46 鹿児島県	4	80	2	24	4	96	2	25	5	118	2	34	4	69	2	23	1	2	-11	-13.8	43.8
47 沖縄県					2	69			1	19	1	19	1	0	1	0			-	-	34.5
計	132	4,864	14	236	144	5,464	18	300	153	5,988	20	322	131	4,402	20	336	6	45	-462	-9.5	32.9

注1:全国生活衛生営業指導センター調べ

注2:受講率算出のための従業クリーニング師数は平成26年3月末の数値である。

平成28年度 業務従事者講習の受講者数

平成29年3月31日

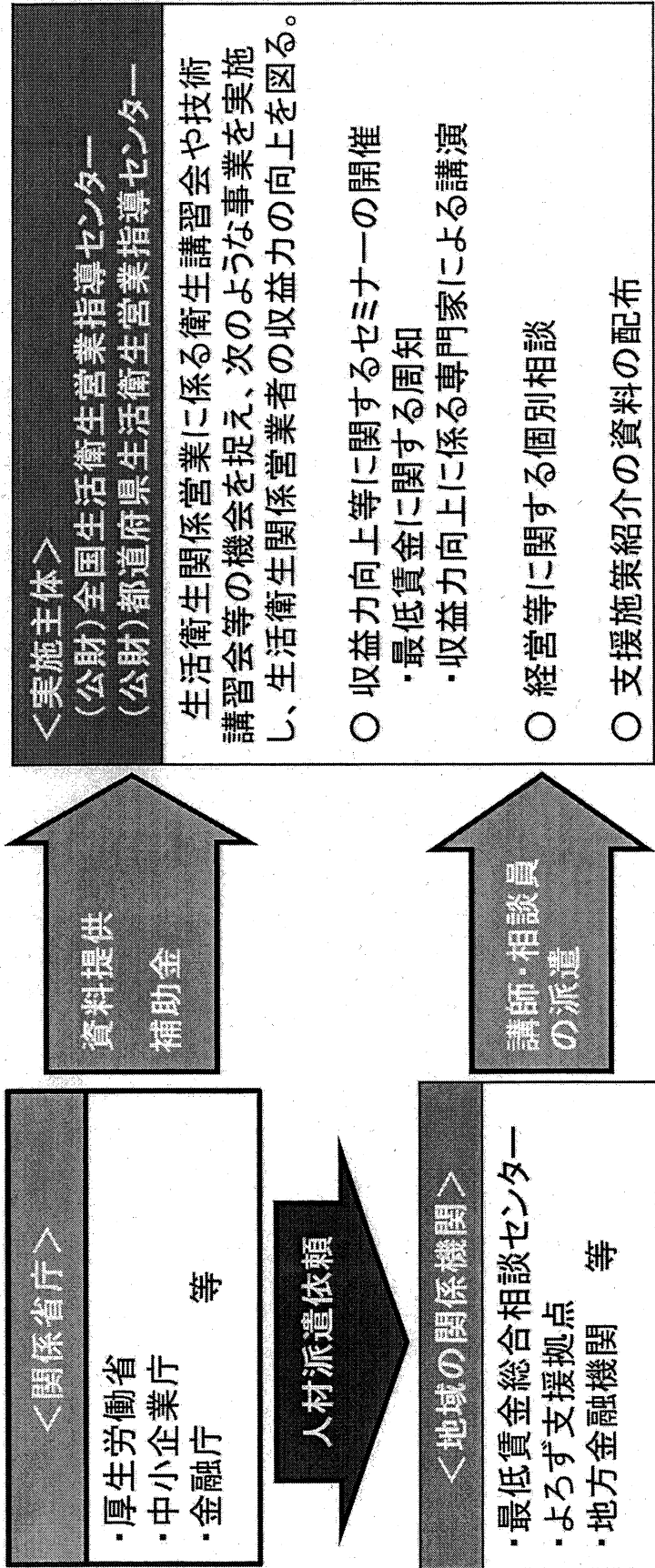
都道府県名	25年度				26年度				27年度				28年度				参考	
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対平成25年度増減 増減数	増減率(%)
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人		
1 北海道	5	187	2	57	6	237	2	76	6	202	2	76	5	197	2	67	10	5.3
2 青森県	1	33	1	33	2	83			3	39			2	62	1	28	29	87.9
3 岩手県	3	73			3	43			4	46	1	6	4	89	1	17	16	21.9
4 宮城県	4	136			5	145	1	20	5	157	1	17	4	127			-9	-6.6
5 秋田県	3	83	1	10	3	57	1	8	3	67	1	7	3	65	1	11	-18	-21.7
6 山形県	3	108			3	119			3	126			3	83			-25	-23.1
7 福島県	2	51			1	38			1	62			2	109			58	113.7
8 茨城県	3	122			3	94			3	93			3	106			-16	-13.1
9 栃木県	2	71			3	133			3	178			2	103			32	45.1
10 群馬県	2	88			2	51			2	67			2	55			-33	-37.5
11 埼玉県	3	133			3	179			3	185			3	139			6	4.5
12 千葉県	7	315			7	296			6	360			6	328			13	4.1
13 東京都	10	524	1	3	9	485	1	1	9	734	1	5	10	762	1	0	238	45.4
14 神奈川県	5	496			6	527	1	103	5	402	1	54	4	449	1	47	-47	-9.5
15 新潟県	5	140	1	4	6	170	1	0	6	150	1	2	7	127	1	4	-13	-9.3
16 富山県	2	12			1	14			1	12			3	12	1	1	0	0.0
17 石川県	1	9	1	9	1	17	1	17	1	33	1	33	1	23	1	23	14	155.6
18 福井県	2	4	2	4	2	23	2	23	2	2	2	2	2	21	2	21	17	425.0
19 山梨県	1	5			1	6			1	11			1	14			9	180.0
20 長野県	5	161	1	30	5	165	1	27	5	186	1	30	5	178	1	29	17	10.6
21 岐阜県	1	14	1	14	1	53	1	53	1	34	1	34	1	34	1	34	20	142.9
22 静岡県	3	137			3	163			3	152			3	130			-7	-5.1
23 愛知県	6	215	1	10	6	247	1	9	7	347	1	2	6	189	1	3	-26	-12.1
24 三重県	1	38	1	38	1	20	1	20	1	42	1	42	1	72	1	72	34	89.5
25 滋賀県	2	13	1	7	2	28			2	59	1	16	2	29	1	17	16	123.1
26 京都府	1	71			2	123	1	68	2	106	1	53	2	81	1	36	10	14.1
27 大阪府	2	67	1	11	2	66	1	8	2	101	1	46	2	141	1	80	74	110.4
28 兵庫県	5	213			6	239			4	116			5	244			31	14.6
29 奈良県	1	13			1	11			1	22			1	10			-3	-23.1
30 和歌山県	1	5	1	5	1	25	1	25	1	11	1	11	1	7	1	7	2	40.0
31 鳥取県	2	51	1	27	2	52	1	42	2	54	1	39	2	45	1	24	-6	-11.8
32 島根県	2	61	2	61	2	69	1	30	2	62	1	32	2	64	1	22	3	4.9
33 岡山県	2	9			1	22			2	26			1	49			40	444.4
34 広島県	1	75	1	75	1	60	1	60	1	40	1	40	1	60	1	60	-15	-20.0
35 山口県	1	42			1	29			1	24			1	41			-1	-2.4
36 徳島県	1	11			1	67			1	26			1	7			-4	-36.4
37 香川県	1	26	1	26	1	75	1	75	1	50	1	50	1	34	1	34	8	30.8
38 愛媛県	1	35			1	56			2	59			1	39			4	11.4
39 高知県	1	16	1	16	1	39	1	39	1	21	1	21	1	9	1	9	-7	-43.8
40 福岡県	2	71			3	122			2	95			2	84			13	18.3
41 佐賀県									2	42							-	-
42 長崎県	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6	1	6	1	6	1	6	2	50.0
43 熊本県	3	79			4	60	2	11	2	56	2	56	1	29	1	29	-50	-63.3
44 大分県	1	21	1	21	1	6	1	6	1	16	1	16	1	11	1	11	-10	-47.6
45 宮崎県	1	28			1	23			1	9			2	18	1	0	-10	-35.7
46 鹿児島県	4	11	2	1	4	66	2	5	5	40	2	1	4	10	2	2	-1	-9.1
47 沖縄県	1	41			1	1	1	1	1	35	1	35	1	10	1	10	-31	-75.6
計	117	4,118	26	466	123	4,608	29	731	124	4,763	31	732	119	4,502	32	704	384	9.3

注:全国生活衛生営業指導センター調べ

# 生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

## 事業の目的

生活衛生関係営業について、最低賃金の徹底を図りつつ、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって、収益力の向上を図り、賃金を引き上げやすくする環境を整える。



都道府県・  
業界団体等

衛生講習・  
技術講習会  
等の開催

### 未来投資戦略2017

— Society5.0の実現に向けた改革—  
(平成29年6月9日閣議決定)

賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

### 経済財政運営と改革の基本方針2017

～人材への投資を通じた生産性向上～  
(平成29年6月9日閣議決定)

最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。

# 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業（平成29年度補正予算事業）

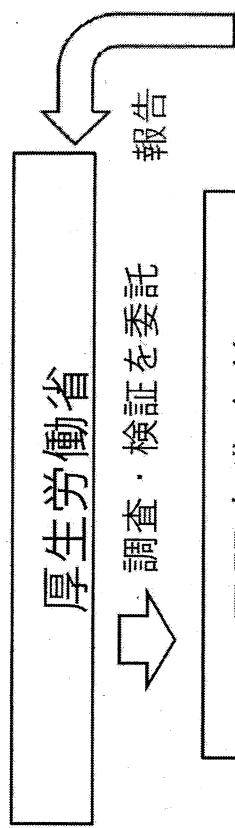
## 1 事業概要等

○生活衛生関係営業の生産性向上を図るため、①飲食業、②宿泊業、③理容・美容業、④クリーニング業、⑤公衆浴場業、⑥興行場業、⑦食肉・食鳥肉販売業、⑧水雪販売業の8分野に分類し、分野ごとに、(1)集客力や付加価値の向上、(2)業務の見直し(省力化やアウトソーシング等)による効率化、(3)就労環境の改善による働き方の見直しや省コスト化など、異業種のノウハウを活用すること等について調査・検証を実施する。

○集積したノウハウを各事業者が活用していくために、事業形態・規模等によって類型化し、ガイドライン・マニュアルを作成する。

○作成したガイドライン・マニュアルは、厚生労働省のホームページ等を活用して、幅広く情報提供を行い、各分野における生産性向上を推進する。

## 2 事業イメージ



### ○実施方法

- ・ガイドライン等検討委員会の設置
- ・事業形態・規模等により類型化した事業者に対するコンサルティングを行うにつつ、モデル事業の実施・検証
- ・モデル事業を20以上
- ・課題解決に向けた対応方針等を検討

### ○事業成果

- ・集積した調査結果をもとに、ガイドライン・マニュアルを作成

○作成されたガイドライン・マニュアルについて、厚生労働省や関係団体のホームページ等を活用した普及啓発を図るためのコンテンツ作成を委託



# 生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報状況について

あしたの暮らしをわかりやすく

## 政府広報オンライン

サイト内検索

🔍 調べたい語句を入力してください

検索

▶ English



文字 | 小 | 大

SNS

RSSを購読する

閲覧支援

### 月間・週間

平成29年11月の行事概要

#### 標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～11月30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS（Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること）を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

関連ホームページ（公財）全国生活衛生営業指導センター

#### 生活衛生同業組合活動推進月間

11月1日～11月30日

理容、美容、クリーニングや飲食店など、国民の皆さんに最も身近で、生活に欠かすことのできないサービスを提供している生活衛生関係業者は、業種ごとに組合を組織して、日々、衛生水準の向上などのための活動を続けています。こういった生衛組合の活動を改めて知ってもらうため、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、国民の皆さんに安心・安全なサービスを提供するための活動を推進していきま

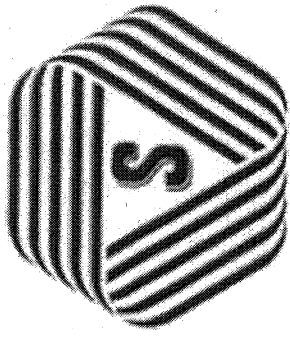
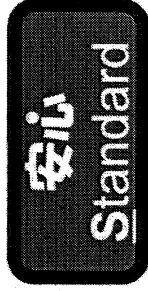
生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報の一環として、  
政府広報オンラインに掲載されています。



## 標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束  
する3つのS



厚生労働大臣認可

### 1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

### 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 1,980店舗(クリーニング所1,830店舗・取次店150店舗)
  - 理容業(昭和59年10月18日認可) 24,173店舗 ○美容業(昭和59年10月18日認可) 12,499店舗
  - めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 320店舗 ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 285店舗
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成29年3月末現在。

### 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

### 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

### 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の  
一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

### 新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的  
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

### 軽減税率対象

### 標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

### 全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成29年12月〉国税庁

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事㈱ 11月分日用品	10%	88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分食料品	8%	43,200
	②		①		③
					④

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
株〇〇御中		△△商事㈱
11月分 131,200円（税込み）		平成XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター
 

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

# 振興指針及び振興計画のあらまし

## I 振興指針

- 1 振興指針の目的  
 衛生事業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。
- 2 振興指針の性格  
 振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。
- 3 設定業種の指定  
 厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)
- 4 振興指針の告示  
 振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

## III 振興事業に対する国の特別配慮

- ・融資上の恩恵(法第56条の4)  
 振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

## II 振興計画

- 1 振興計画の策定目的  
 組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。
- 2 策定者  
 組合及び小組合
- 3 振興計画の記載事項  
 (1) 振興事業の目標  
 (2) 振興事業の内容及び実施時期  
 (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等
- 4 振興計画の認定  
 組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成28年12月末現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業(すし店)	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業(めん類)	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業(一般飲食業)	36件	飲食店営業(中華料理業)	22件
飲食店営業(料理業)	28件	飲食店営業(社交業)	38件
喫茶店営業	27件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	29件	浴場業	24件
氷雪販売業	5件	合計	523件

- 5 実施状況の報告  
 振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

# 生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成28年度  
改定

○飲食店営業  
（一般飲食）  
（中華料理業）  
（社交業）  
（料理業）  
○喫茶店営業

平成29年度  
改定

○食鳥肉販売業

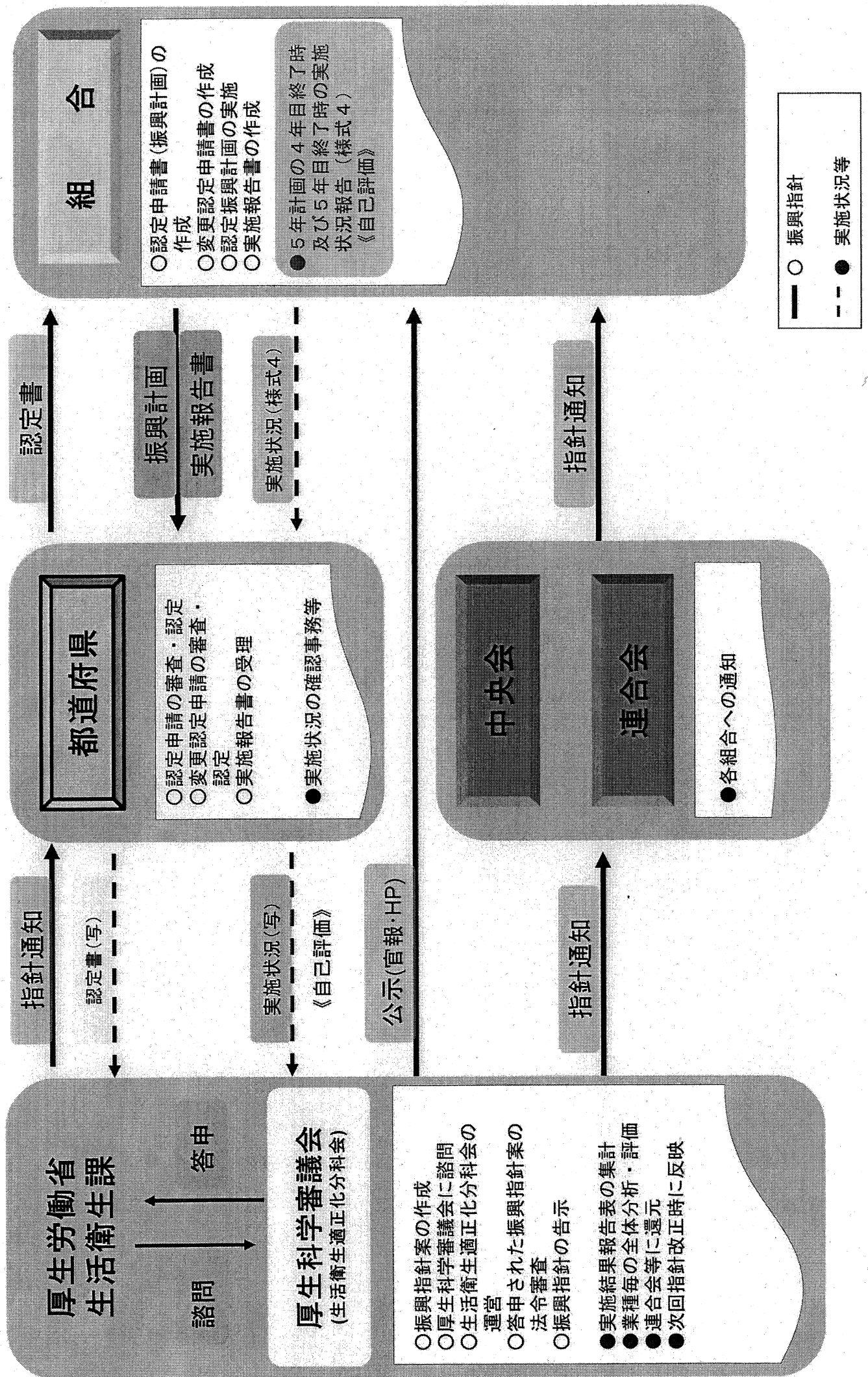
改定方針

★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定  
★サービス産業の活性化及び生産性向上への対応、最低賃金の引き上げに向けた対応等を重点事項に追加  
◎業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理  
◎価格以外の競争軸の創出（付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成30年度  
改定  
（予定）

○理容業  
○美容業  
○クリーニング業  
○飲食店営業（すし店）  
○興行場営業

# 振興計画の変更等に関する事務フロー図



# 公害防止用設備に係る特例措置の延長

(固定資産税)

## 1. 大綱の概要

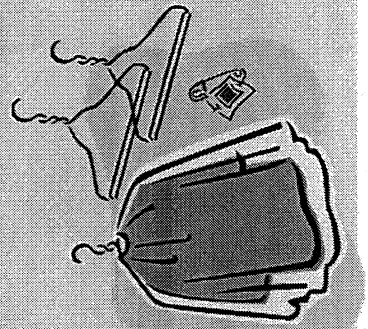
公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## 2. 制度の内容

健康被害及び環境汚染防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る課税標準額の特例措置が設けられている。

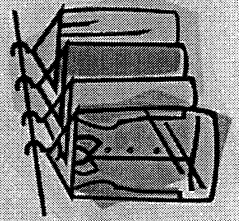
### 対象設備

テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機



### 課税標準軽減

1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）





# 交際費課税の特例措置の延長

(法人税、法人住民税、事業税)

## 1. 大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

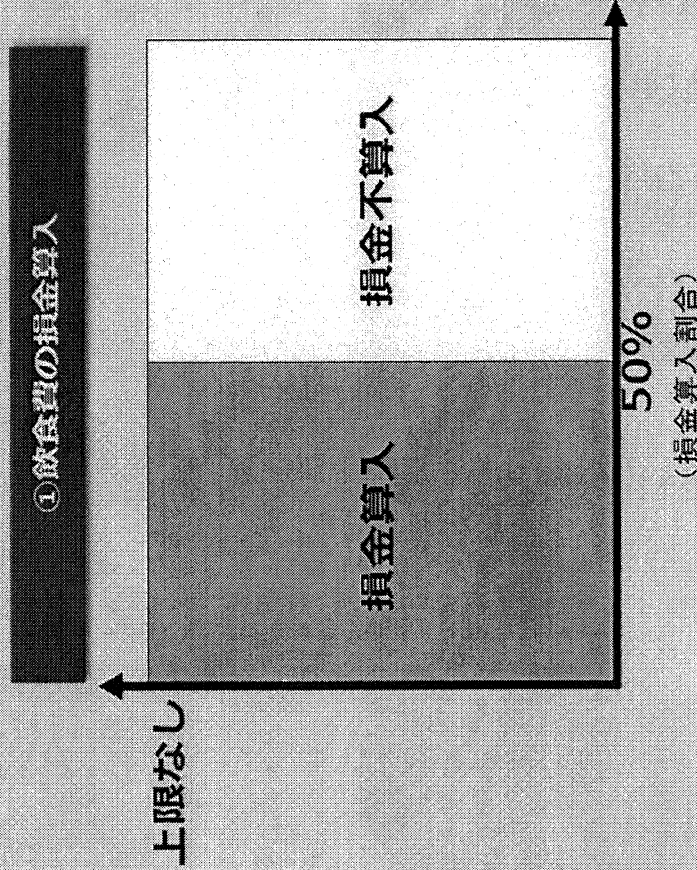
## 2. 制度の内容

交際費課税については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

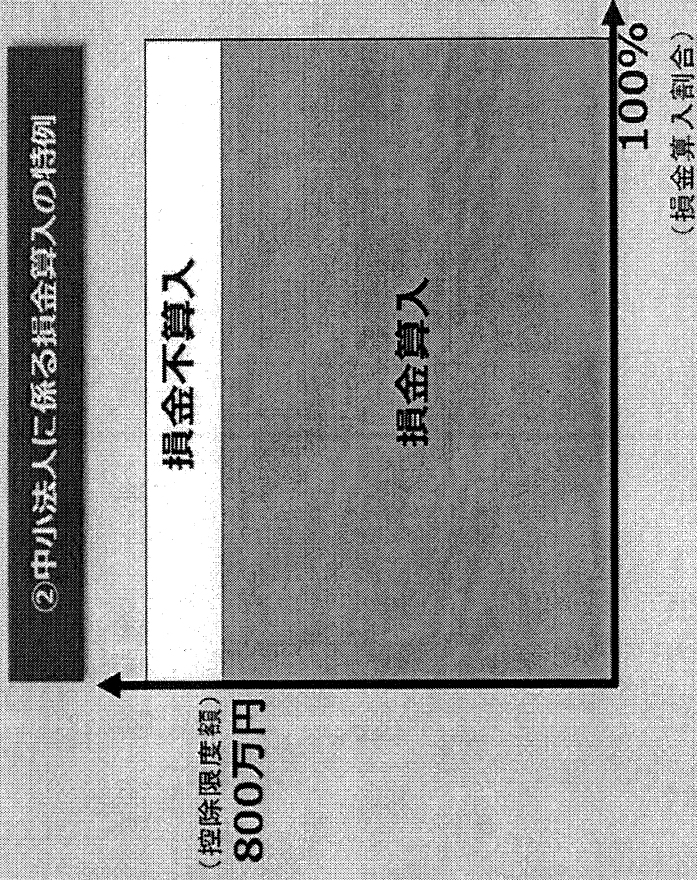
① 飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入

② 中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入

※中小法人については①又は②のいずれかを選択。



※社内接待費を除く



※中小法人は①又は②のいずれかを選択

※社内接待費(専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用)を除く

# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額における損金算入の特例措置の延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

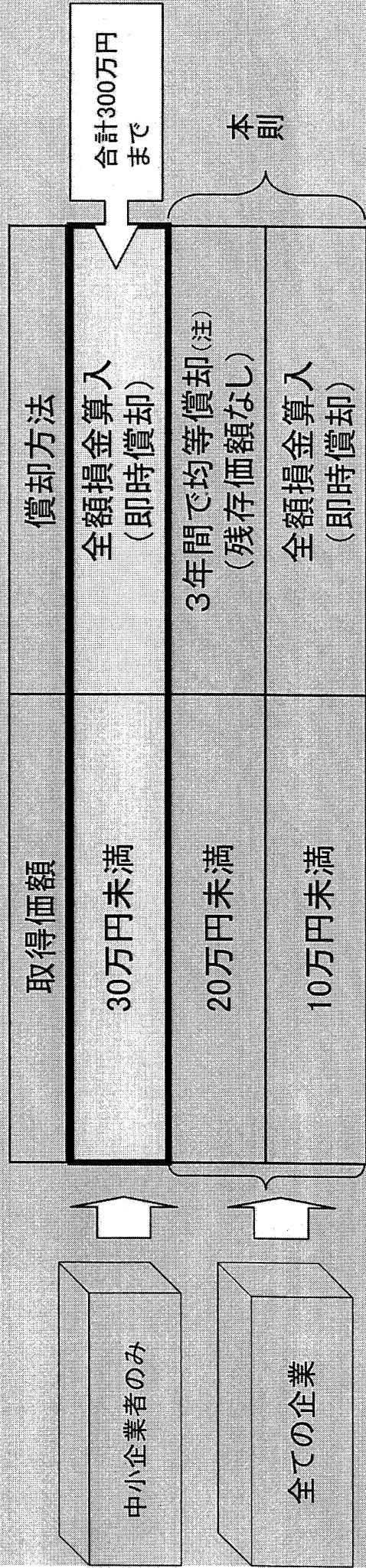
## 1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例の適用期限を2年延長する。

## 2. 制度の内容

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める特例制度。  
※常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限る。

○本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

# 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

(相続税、贈与税)

## 1. 大綱の概要

### <検討事項>

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるといふ特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

## 2. 背景

### <個人事業者の意義>

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

### <政策的>

(小規模企業振興基本法第3条)

事業の持続的な発展

### <目的実現のための施策>

(小規模企業振興基本法第3条)

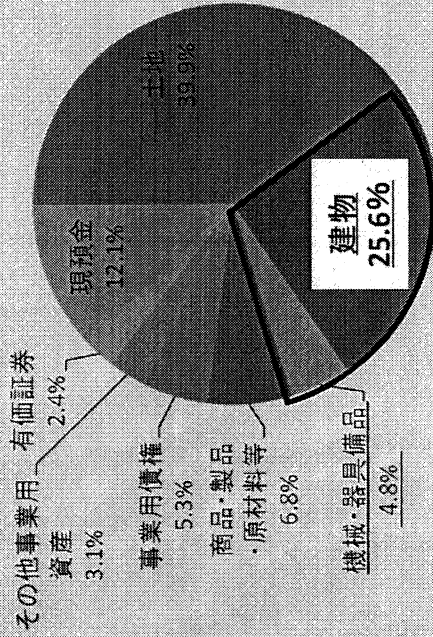
事業承継の円滑化に伴う相続税負担の軽減が必要

(小規模企業振興基本法第16条)

### <施策の必要性>

#### 純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円・相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」(2015年2月、株式会社帝国データバンク)再編加工。  
(備考) 帳簿価格ベース。資産ごとに、全体の上限下限5%を除いた数値の平均値による構成比。

# 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

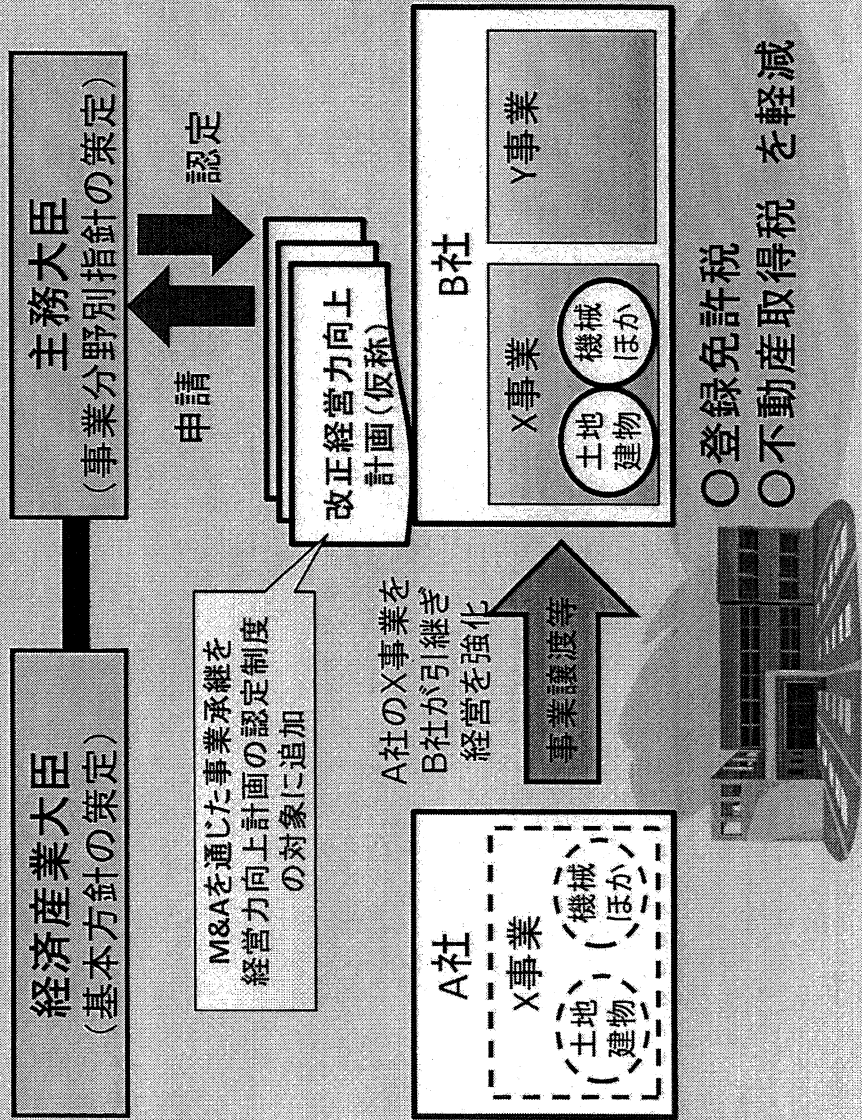
(登録免許税・不動産取得税)

## 1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する認定経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産における登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設。

## 2. 制度の内容

### 【中小企業等経営強化法】



### ＜登録免許税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因によ る移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

### ＜不動産取得税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
			3.3% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	4.0%	

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

・国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理のトータルコストの縮減や予算の平準化の観点から、公共建築物の適切な維持管理が課題

・地球温暖化対策、特に大震災以降の節電対策を契機として、建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組みに注目

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の改正

→「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」

「発注関係事務の運用に関する指針」(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

→「各発注者は、発注関係事務(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。)を適切に実施するため、(1)調査及び設計(2)工事発注準備(3)入札契約(4)工事施工(5)完成後の各段階で、以下(指針に記載)の事項に取り組みむ。

日常の建築物の維持管理業務を行うビルメンテナンス業について、健全な育成を図っていくことが不可欠

・ダンピング受注の排除 / ・担い手の中長期的な育成・確保の促進  
(ビルメンテナンス業界((公社)全国ビルメンテナンス協会)の強い要望もある)

公共建築物のビルメンテナンス業務固有の事項に関する、発注関係業務に係るガイドラインを作成

各発注者(ビルメンテナンス業務に関する業務を発注する国、特殊法人等及び地方自治体)がビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項について記載。  
各発注者は本ガイドラインを参照し、発注関係事務を行う。

ビルメンテナンス業務  
主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守・運転・監視・衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務

## 各段階における発注者の取組事項

### 1 維持管理計画策定段階

- ・ 維持管理計画の策定
- ・ 維持管理台帳の整備

### 2 業務発注準備段階

- ・ 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・ 現場条件等を踏まえた適切な入札説明書の作成
- ・ 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
- ・ 適切な発注時期の設定

### 3 入札契約段階

- ・ 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・ 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・ 競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等
- ・ 入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・ 公正性・透明性の確保・不正行為の排除

### 4 業務実施段階

- ・ 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書の変更
- ・ 業務履行中の実施状況の確認等
- ・ 業務履行現場における労働環境の改善
- ・ 維持管理に関する情報共有

### 5 業務完了後

- ・ 業務完了後の適切な履行検査・評価等
- ・ 施設機能に関する現況確認

健発 0610 第 4 号  
平成 27 年 6 月 10 日

各省庁担当部局長（別添）殿

厚生労働省健康局長  
（公印省略）

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
について（通知）

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところです。

このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンプ受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠な状況となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のとおりガイドラインとしてとりまとめましたので、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（品確法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底方、併せてお願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局生活衛生課 TEL:03-3595-2301（直通） 担当：東、渡邊
---

各省庁発出先

内閣府	大臣官房長
宮内庁	管理部長
警察庁	長官官房長
金融庁	総務企画局長
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房長
外務省	大臣官房長
財務省	大臣官房長
文部科学省	大臣官房長
厚生労働省	大臣官房会計課長
農林水産省	大臣官房長
経済産業省	大臣官房長
国土交通省	大臣官房長
環境省	大臣官房長
防衛省	経理装備局長
公正取引委員会	事務総局経済取引局長
衆議院事務局	事務次長
参議院事務局	事務次長
最高裁判所	事務総局経理局長
会計検査院	事務総局次長



健発 0610 第 5 号  
平成 27 年 6 月 10 日

各都道府県知事 殿  
(契約担当課、市町村担当課扱い)

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
について (通知)

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところで

す。  
このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠な状況となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のとおりガイドラインとしてとりまとめましたので、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴管下の市町村に対してこの通知の周知徹底方、併せてお願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局生活衛生課 TEL:03-3595-2301 (直通) 担当：東、渡邊
--

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

### 1 本ガイドライン作成の趣旨

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増している。

さらに、地球温暖化対策、特に東日本大震災以降、全国的に取り組まれた節電対策を契機とした、建築物における既存設備の適切な運用による建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組についても注目されているところである。

公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠である。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について本ガイドラインとしてとりまとめたものである。

### 2 発注関係事務の適切な実施

各発注者（ビルメンテナンス業務（主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務（これに付随する業務を含む。以下「業務」という。））を発注する国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の「特殊法人等」をいう。）及び地方公共団体をいう。）は、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

#### （1）維持管理計画策定段階

（維持管理計画の策定）

当該施設に係る個別施設計画（「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に定める「個別施設計画」を

いう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。<sup>1</sup>

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。<sup>1, 2</sup>

(2) 業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務の発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務

・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。<sup>3</sup>

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適

参考

1 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(平成25年3月版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

2 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて(平成20年11月17日付け国営保第26号(最終改正平成26年3月26日、国営保第47号))

3 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。<sup>4</sup>

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

#### (適切な発注時期の設定)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。

### (3) 入札契約段階

#### (適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

##### <適切な競争参加資格の設定>

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

##### <個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、

参考

4 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークの有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

#### <ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速

やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定等)について十分周知することとする。

#### (業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

#### (競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時の業務実施体制の確保の状況や近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性の登用も考慮して、業務実績の代わりに業務実施計画を評価するほか、担当技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応

じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

#### （入札不調・不落時の見積りの活用等）

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

#### （公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (4) 業務実施段階

##### (業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。

##### (業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないか否かを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

##### (維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。



(5) 業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと思われる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

# 生活衛生課所管表彰一覧

カテゴリ	頻度	表彰名	対象者	伝達方法
大臣表彰	毎年	生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰	生活衛生関係営業に關し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者	毎年10月下旬 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達
大臣表彰	毎年	理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰	理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者	毎年8月上旬 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達
大臣表彰	毎年	建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者	毎年1月下旬 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達
大臣感謝状	5年毎	環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣表彰	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	5年に1回、10月下旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度
医薬・生活衛生局長感謝状	毎年	環境衛生監視業務功労者 医薬・生活衛生局長感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	毎年10月下旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達
医薬・生活衛生局長感謝状	10年毎	生活衛生営業経営特別相談員功労者 医薬・生活衛生局長感謝状	都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年(10年毎)において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者	各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達